

市内放課後等デイサービス事業所等管理者 様

福岡市こども未来局こども部こども発達支援課

放課後等デイサービスにおける極端な短時間のサービス提供の取扱いについて(通知)

平素より、障がい児福祉行政にご理解、ご協力いただきお礼申し上げます。

令和3年度報酬改定において、放課後等デイサービスにおける極端な短時間のサービス提供の取扱いが示されたところですが、本取扱いについて、報酬告示及び Q&A を踏まえうえて、改めて通知いたします。

記

1. 「極端な短時間のサービス提供の取扱い」とは・・・

・極端な短時間(30 分以下)のサービス提供については報酬(基本報酬及び加算)を算定しないこととする。

・ただし、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児については、この限りではない。また、利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間(30 分以下)のサービス提供となった場合は、欠席時対応加算(Ⅱ)の算定を可能とする。

欠席時対応加算(Ⅱ)【新設】≫ 94 単位/回

(欠席時対応加算(Ⅱ)) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1より

問 69 放課後等デイサービスの欠席時対応加算(Ⅱ)は、就学児の当日の急病等、利用日の前日まで**事業所が把握できなかった事情により**、利用を開始したものの、その利用を中止した場合について算定できる。

以下のような場合は算定対象になるのか。

- ① 学校から送迎する時点で顔色が若干悪かったが、明らかな体調不良ではないため、利用を開始したものの、具合が悪くなり、30 分以下で利用を中止した場合
- ② 学校の行事の延長等により事業所に来所するのが通常より遅れ、30 分以下の利用となった場合

(答)

①については、前日まで**事業所が把握できない事情により**、利用を開始したものの、その利用を中止している要件に該当するので、算定できる。

②については、前日まで事業所が把握できず、**事業者側の予期せぬ事情により**30 分以下の支援となった事例であることから、①の場合と同様に、「前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合」と同様に取り扱い、算定できるものとする。

※なお、欠席時対応加算(Ⅱ)を算定する場合は、欠席時対応加算(Ⅰ)と同様に送迎加算の算定はできません。

2. 「極端な短時間のサービス提供の取扱い」に関する請求について

本件に関連して、30 分以下 **(30 分未満ではありません)** のサービス提供を行った場合に、基本報酬が算定されている場合は返戻となりますので、予めご了承ください。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福岡市子ども未来局 子ども部 子ども発達支援課 事業所指定・指導係

(TEL)092-711-4178 (FAX)092-733-5534

事業者指定専用アドレス: syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp